

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成21年度
第1回変更	平成25年度
第2回変更	平成28年度
第3回変更	令和元年度
計画主体	太子町

太子町鳥獣被害防止計画

(令和元年度改正)

< 連絡先 >

担当部署名 まちづくり推進部 観光産業課

所在地 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

電話番号 0721-98-5521

FAX番号 0721-98-4514

メールアドレス kankousangyou@town.taishi.osaka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ カラス アライグマ
計画期間	令和元年度～令和3年度
対象地域	太子町（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

年 度	鳥獣の種類	被害の状況		
		品 目	被 害 数 値	
平成28年度	イノシシ	水稲・ブドウ・みかん	被害面積	2. 8 a
			被害金額	1 8 8 千円
	カラス	ブドウ・みかん・柿	被害面積	申告なし
			被害金額	申告なし
	アライグマ	一部の営農地及び家庭菜園における小規模な被害が中心のため、具体的な被害数値は不明であるが、今後は営農地における被害の拡大が予想される。		
	平成29年度	イノシシ	水稲・野菜類・ブドウ	被害面積
被害金額				1, 2 3 8 千円
カラス		ブドウ・みかん・柿	被害面積	申告なし
			被害金額	申告なし
アライグマ		一部の営農地及び家庭菜園における小規模な被害が中心のため、具体的な被害数値は不明であるが、今後は営農地における被害の拡大が予想される。		
平成30年度		イノシシ	水稲・野菜類・ブドウ	被害面積
	被害金額			4 9 8 千円
	カラス	ブドウ・みかん・柿	被害面積	申告なし
			被害金額	申告なし
	アライグマ	ブドウ栽培農地での小規模な被害が中心のため、具体的な被害数値は不明であるが、今後は建物への棲み付き被害の増加が予想される。		

(2) 被害の傾向

本町におけるイノシシ被害は野菜、米及び果樹の全般に及んでいるが、広域的な防護柵設置と町単独の被害防止柵への補助事業により被害の拡大を防いでいるが、被害が無くなった訳ではなく、継続して捕獲する必要がある。

また、鳥獣被害対策に係る労力の負担増加と農家の高齢化が重なり、防護柵を設置されていない農地に被害が集中する傾向があり、被害を受けた農家は生産意欲が低下し耕作放棄地が拡大しつつある。

カラスについては、ブドウ、ミカン、柿等の収穫時に食害等の被害が発生していたが、有害鳥獣対策協議会捕獲隊による駆除活動を実施してきたため、被害の拡大は抑制されているが、今後も継続して取り組んで行く必要がある。

アライグマについてはブドウ栽培農地での小規模な被害が中心となっているが、最近では、人家や神社での目撃や捕獲がされている。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指 標	現状値 (H28～H30平均)	目標値 (令和3年度) 現状値の概ね半減
イノシシ	被害面積	1 1. 7 a	5. 9 a
	被害金額	6 4 1 千円	3 2 1 千円
カラス	被害面積	0 a	現在の捕獲活動を引き続き取り組み、被害の拡大を抑制する。
	被害金額	0 円	
アライグマ	被害面積	0 a	農業被害については、アライグマ対応の電気柵を周知し、購入費用の一部を町が補助する。
	被害金額	0 円	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題												
捕獲等に関する 取り組み	<p>【イノシシ】 太子町有害鳥獣対策協議会と有害鳥獣捕獲等業務委託を締結、捕獲隊により捕獲檻21基を使用した捕獲業務を実施（平成28年度版14基 7基増）。</p> <p>【カラス】 上記委託契約に基づき、7月から9月にかけて散弾銃による捕獲業務を実施。また、新規で有資格者を増員し改正強化を図った。</p> <p>【アライグマ】 一般住民への簡易捕獲器（5台）貸出しの実施。</p>	<p>【イノシシ・カラス】 有害鳥獣捕獲隊員（猟友会会員）の高齢化に伴う捕獲従事者の不足と体制維持、わな等の狩猟免許保持者の不足と農業者の高齢化に伴う農地の荒廃。増えた捕獲檻の平常維持・管理。</p> <p>【アライグマ】 住民のアライグマに対する生息、被害に関しての認識不足。</p>												
防護柵の設置に 関する取り組み	<p>【防護柵の設置】 平成15年度より農作物被害防止事業として農家の実施する防護柵、電気柵等の補助を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td>H25: 8件</td> <td>1588m</td> <td>H28: 15件</td> <td>1848m</td> </tr> <tr> <td>H26: 6件</td> <td>1564m</td> <td>H29: 27件</td> <td>5116m</td> </tr> <tr> <td>H27: 16件</td> <td>3404m</td> <td>H30: 17件</td> <td>2800m</td> </tr> </table>	H25: 8件	1588m	H28: 15件	1848m	H26: 6件	1564m	H29: 27件	5116m	H27: 16件	3404m	H30: 17件	2800m	<p>防護柵は農家が個々で設置する傾向があり、広域的な防護という意味では効果が弱い一団の被害地域全体を効率良く防護することができない。地元間の協力が困難。</p>
H25: 8件	1588m	H28: 15件	1848m											
H26: 6件	1564m	H29: 27件	5116m											
H27: 16件	3404m	H30: 17件	2800m											

(5) 今後の取り組み方針

防護柵を効率的に設置し、捕獲体制を充実する。また、農業者に対して餌場や隠れ場となるような環境を作らないよう指導する。

- 1) 地域と一体となった被害防除体制の強化に取り組む。
- 2) 捕獲と防護の両面で被害防止対策を推進する。
- 3) 有害鳥獣の生息状況と生態調査を進める。
- 4) 隣接自治体や地元猟友会と連携した捕獲体制の確立。
- 5) 捕獲従事者の増員・育成対策を講じる。
- 6) 有害鳥獣や野生動物に関する周知を行い、住民の自衛意識の向上に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成21年に鳥獣捕獲隊を伴った太子町有害鳥獣対策協議会を設置、太子町と有害鳥獣捕獲に関する委託契約を締結し、箱わな等を使用した捕獲を町内全域で実施している。現在の捕獲隊の隊員にわな免許を取得してもらうとともに、今後、若手隊員を増加し、有害鳥獣捕獲の適正実行に取り組む。
(本鳥獣捕獲隊は鳥獣被害特別措置法第9条に基づく「鳥獣被害対策実施隊」とは異なる。)

(2) その他捕獲に関する取り組み

年 度	対象鳥獣	取り組み内容
令和元年度 ～ 令和3年度	イノシシ	防護柵を設置されていない農地への設置推進と捕獲隊の増員
	カラス	太子町有害鳥獣対策協議会捕獲隊による捕獲の実施
	アライグマ	捕獲器を追加購入し、農家及び一般住民に対し貸出を行い、捕獲を進める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
大阪府鳥獣保護管理事業計画及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画、第3期大阪府アライグマ防除計画に基づき適正な捕獲を実施する。			
【捕獲実績】			
イノシシ	H28: 91頭	H29: 115頭	H30: 88頭
カラス	H28: 12羽	H29: 7羽	H30: 27羽
アライグマ	H28: 10頭	H29: 21頭	H30: 23頭

対象鳥獣	捕獲計画数等の目標		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	100	100	100
カラス	100	100	100
アライグマ	30	30	30

捕獲等の取り組み内容	
イノシシ	大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画に基づき、太子町有害鳥獣対策協議会と委託契約を締結し、農作物被害防止のための捕獲を通年で実施する。
カラス	太子町有害鳥獣対策協議会と委託契約を締結し、散弾銃を用いた捕獲を行う。
アライグマ	簡易捕獲器を用いた農家等による捕獲の推進。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
太子町 平成19年4月権限委譲済み	狩猟鳥獣及びダイサギ・コサギ・アオサギ・トビ・カワラバト・ニホンザル・イタチ（メス） 平成19年4月 権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施設に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	農家独自による防護柵設置に対する町補助事業の推進 (電気柵・ワイヤーメッシュ)		
	15件 L=2,000m	15件 L=2,000m	15件 L=2,000m

(2) その他被害防止に関する取り組み

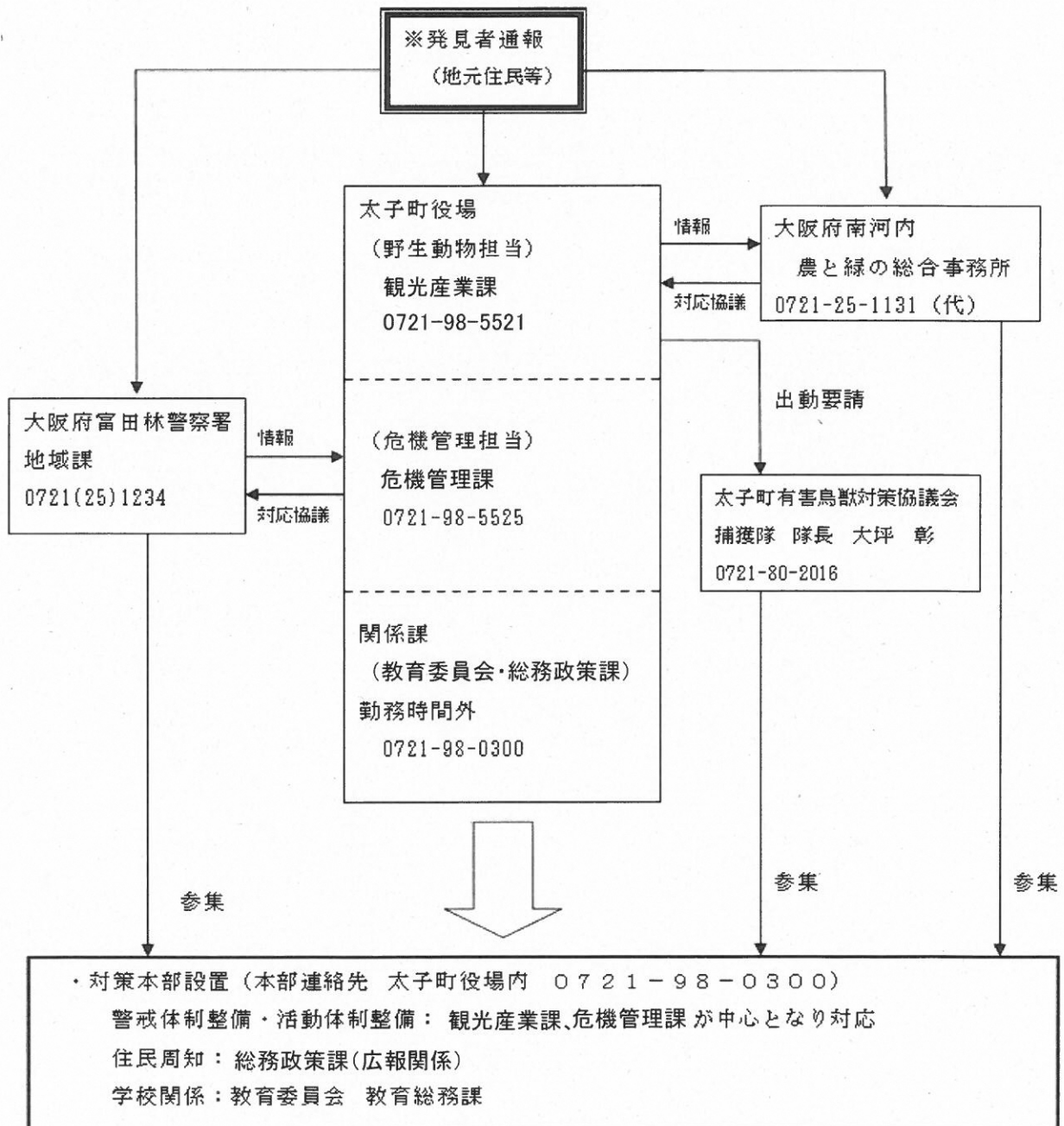
年度	対象鳥獣	取り組み内容
令和元年度 ～ 令和3年度	イノシシ カラス アライグマ	捕獲檻の導入 (イノシシ・アライグマ)
		町単独事業の実施 (電気柵等を購入した者に一部を補助する)
		耕作放棄地の拡大防止
		被害防止対策の研修会、講習会の実施
		新規狩猟免許取得の啓発
		不要果実の処分等餌付け防止対策の啓発
		太子町有害鳥獣対策協議会への委託による適正な捕獲業務の実施

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
太子町	被害調査、広報、捕獲、連絡調整等全般に関すること。
富田林警察署	警戒巡視等安全確保に関すること。
大阪府南河内農と緑の総合事務所	被害対策に係る助言・指導に関すること。
富田林消防太子分署	警戒巡視等安全確保に関すること。
太子町有害鳥獣対策協議会 捕獲隊	対象鳥獣の追い払い、捕獲等に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ カラス	捕獲後、埋設又は一般廃棄物処理業者による焼却処分
アライグマ	安楽死処分の後、一般廃棄物処理業者による焼却処分

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	太子町有害鳥獣対策協議会
--------------	--------------

構成機関の名称	役割
太子町農業委員会	農地情報の提供、被害防止対策の検討
太子町実行組合長連絡協議会	有害鳥獣の農地被害状況に関すること
太子町有害鳥獣対策協議会捕獲隊	有害鳥獣の捕獲及び技術助言
大阪南農業協同組合	営農関連の指導・助言
大阪府農業共済組合	有害鳥獣の農地被害状況の集計に関すること
大阪府鳥獣保護員	有害鳥獣に関する助言・情報提供
太子町	有害鳥獣に関する助言・情報提供・協議会の事務局（庶務調整）

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>太子町有害鳥獣対策協議会を中心に捕獲体制及び防護柵の設置される農家への補助を充実するよう努める。また、地域住民に対して講習会等を開催し、被害対策の意識を高め、餌場や隠れ場となる耕作放棄地の適正な維持管理を推進し、被害が発生しにくい環境づくりを地域全体で取り組むよう努める。</p> <p>しかし、被害を及ぼす有害鳥獣の根絶は困難であることから、住民全体が野生動物に対する生態や習性に対する理解を持つことにより、農作物だけでなく人的な被害防止などに対する自衛意識を向上させるための取組を行う。</p>
--